大樹町告示第69号

大樹町公の施設に係る指定管理者の募集を下記のとおり行うので、大樹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第50号）第２条第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年11月２日

大樹町長　黒　川　　豊

記

1　公の施設の概要

施設の名称	大樹町晩成温泉、大樹町学童農業研修センター	
施設の所在地	広尾郡大樹町字晩成２番地２，３，５，６	
施設の概要	・晩成温泉	＝ 1,547.28㎡　（平屋）
	・木質バイオマス棟	＝ 80.00㎡　（平屋）
	・コテージ	＝ 78.57㎡　（２階）
	・学童農業研修センター	＝ 826.00㎡　（２階）
	・職員住宅	＝ 132.30㎡　（平屋）
	※上記に付随する施設を含む	

2　申請受付期間

令和８年11月２日（月）から令和８年11月20日（金）まで

3　利用料金に関する事項

（１）大樹町晩成温泉条例（平成17年条例第１号）に規定する料金

（２）大樹町学童農業研修センター設置条例（平成17年条例第２号）に規定する料金

※ なお、上記条例が改正された場合は、当該改正後の条例の規定による。

4　指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和９年４月１日から令和14年３月31日まで（５年間）

5　申請資格

大樹町内に本店・営業所等を有する団体（法人格の有無は問わない）で次のいずれにも該当しない者

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
（３）地方自治法第244条の２第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
（４）指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の２、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の５第６項の規定に抵触することとなる者
（５）国税、地方税、町使用料等を滞納している者
（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は構成員（暴力団体の構成団体の構成員を含む。）である者

6　選定の基準
（１）利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
（２）公の施設の効果を最大限に発揮するものであること
（３）公の施設の適切な維持管理及び管理に係る経費の縮減が図られること
（４）公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は見込みがあること
（５）地域における住民の声が反映される管理が行われること

7　申請書の提出先
大樹町役場 企画商工課 商工観光係